

社会福祉法人茨城県共同募金会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、たすけあいの精神を基調として、茨城県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図るために、共同募金事業を行うことを目的として、次の事業を行う。

- (1) 共同募金及び配分の実施
- (2) 共同募金に関する啓発宣伝と世論の醸成
- (3) 受配者の範囲及び配分予定額の決定
- (4) 募金目標額の決定
- (5) 寄付金の管理及び受配者に対する配分金使途の監査
- (6) 共同募金以外の寄付金の受け入れと配分
- (7) 受配者指定寄付金の受入れ及び審査
- (8) 県・市町村社会福祉協議会との連絡及び協力
- (9) 民間社会福祉資金の総合的調整
- (10) 社会福祉法人中央共同募金会との連携
- (11) その他この法人の目的達成のため必要な事項

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人茨城県共同募金会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、共同募金事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、業務の質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の福祉課題・生活課題を解決するために、民間社会福祉資金の確保並びに地域住民の社会参加の促進を積極的に進めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県水戸市千波町1918番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員22名以上28名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員2名、外部委員2名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第9条 評議員は無報酬とする。ただし、評議員には別に定める規程により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄）
- (7) 募金及び配分に関する事項
- (8) 定款の変更
- (9) 残余財産の処分
- (10) 基本財産の処分
- (11) 配分委員会の委員の選任
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) 解散及び合併
- (14) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第14条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は評議員会の決議に、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

5 第1項及び第3項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わるのできるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上17名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれること

になってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。
- （理事の職務及び権限）

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 会長及び常務理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（職員）

第25条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人に事務局長1名を置くほか、職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。

4 事務局長及び職員に関する規程は、別に定める。

第5章 顧問

（顧問）

第26条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な業務に関し、会長の諮問に答える。

4 顧問の任期については、役員の任期に準ずる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が、理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第30条 理事会に議長を置く。

2 議長は、その都度理事の互選で定める。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。

3 第1項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 配分委員会

(配分委員会)

第33条 この法人に、社会福祉法第115条に規定する配分委員会を置く。

(配分委員会の委員の定数)

第34条 配分委員会の委員は、12名とする。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(配分委員会の委員の選任)

第35条 配分委員会の委員は、民意を公正に代表するものとし、理事会及び評議員会の決議によって選任する。

(配分委員会の委員の任期)

第36条 配分委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 配分委員会の委員は、再任することができる。

(その他)

第37条 関係法令及び定款に定めるもののほか、配分委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 委員会及び部会

(委員会及び部会)

第38条 この法人の事業の適正な運営をはかるため、委員会を設け、又は、必要があるときは部会を設けることができる。

2 委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、あるいは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 部会は、必要に応じて、評議員会に付議すべき事項について、あらかじめ調査・研究・審議をする。

4 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

第9章 共同募金委員会（支会）

(共同募金委員会・支会)

第39条 この法人は、市町村の区域などに、共同募金委員会（支会）を置く。

2 共同募金委員会（支会）に関する規程は、別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の財産をもって構成する。

現金 300万円

3 その他財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第41条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、茨城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、茨城県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変

更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

(5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第45条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第46条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第48条 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

第11章 解散及び合併

(解散)

第49条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第51条 合併しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可を受けなければならない。

第12章 定款の変更

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の決議を得て、茨城県知事の認可（社会福祉法第45条の3第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定数の変更をしたときは、遅滞なくその旨を茨城県知事に届け出なければならない。

第13章 公告の方法その他

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、茨城県総合福祉会館の掲示場に掲示するとともに、茨城県報又は茨城新聞、電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第54条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、本定款第2章に定める役員が就任するまでとし、その任期は2カ月以内とする。

会 長（理事）	荒 井 源太郎
副会長（理事）	欠
常務理事	秋 山 文 則
理 事	伊 藤 建之助
同	重 松 直 徳
同	後 藤 武 男
同	幡 谷 仙三郎
同	竹 内 勇之助
同	金 子 廣 吉
同	宮 田 重 文
同	根 本 龍之助
同	茂 田 松 岳
同	初鹿野 莊 市
同	中 野 き よ
監 事	植 松 圭 太
同	高 橋 渡
同	中 村 万 作

附 則

昭和27年	5月17日	認可
昭和29年	10月1日	一部変更認可
昭和32年	7月12日	一部変更認可
昭和34年	4月1日	一部変更認可
昭和35年	10月14日	一部変更認可
昭和36年	10月23日	一部変更認可
昭和41年	9月28日	一部変更認可
昭和42年	7月11日	一部変更認可
昭和47年	4月1日	一部変更認可
平成3年	11月27日	一部変更認可
平成4年	5月8日	一部変更認可
平成10年	6月17日	全面変更認可
平成13年	2月21日	一部変更認可
平成14年	4月15日	一部変更認可
平成15年	7月24日	一部変更認可
平成16年	4月19日	一部変更認可
平成18年	4月27日	一部変更認可
平成26年	9月10日	一部変更認可
平成29年	1月19日	全面変更認可（平成29年4月1日から施行）